

## 無料低額診療事業のご案内

### 無料低額診療事業とは

○済生会守山市民病院は、社会福祉法に基づく社会福祉法人の医療機関です。社会福祉法人の医療機関は、経済的にお困りの方が必要な医療(治療)を受ける機会が制限されることのないよう、診療費の自己負担軽減を事業として実施することとされています。この事業を「無料低額診療事業」といいます。

Q. どのような人が利用できますか？

A. 当院で治療を受ける方で、経済的な理由により医療費支払いが困難な方が対象となります。ただし、収入状況など一定の条件があります。

Q. 利用するためにはどうしたらよいでしょうか？

A. まずは社会福祉事業室（下記参照）にご相談ください。ソーシャルワーカーが相談に応じるとともに、事業の詳細について説明いたします。

Q. 対象となる医療費は？

A. 当院での診療費に限ります。通院のための交通費や、健康診断費などは含まれません。また、各種の医療費公費負担制度が利用可能な場合は、それらの適用が優先されます。

Q. 申請に必要なものは？

A. 一定の基準を満たしているかどうかを判断する為、収入のわかる書類（給与明細、源泉徴収票、年金払い込み通知書など）の提出をお願いする場合があります。

Q. 承認される期間は？

A. 概ね6ヶ月を有効期限とします。6ヶ月以内に生活状況が改善されず、かつ、引き続き医療が必要であれば期間延長いたします。反対に6ヶ月以内にて経済的な状況が改善されれば、期間短縮もいたします。

相談窓口： 済生会守山市民病院  
社会福祉事業室  
相談時間： 平日 9:00～16:00  
お問い合わせ先： 077-582-5151(代表)

※相談は無料です。また、個人の秘密は厳守いたします。  
お気軽にご相談ください。

